

暴 迫 協 速 報

各 賛 助 会 員 様

財団法人熊本県暴力追放協議会

熊本市水前寺6丁目35番4号

電 話 096-382-0333

FAX 096-382-0346

E-mail kumamoto-b@gold.ocn.ne.jp

県 内 に お け る 最 近 の 中 止 命 令 事 案

■ 加入強要・脱退妨害

- ◇ 菊池署は、暴力団道仁会幹部（37）に対し、組からの脱退を申し出た菊池郡内の会社員男性（30）に、指詰めや金銭を不当に要求したとして中止命令。
- ◇ 上天草署は、暴力団道仁会幹部（35）に対し、玉名郡内の男性（27）、熊本市内の男性（28）に、それぞれ自己の所属する組に加入することを強要したとして中止命令。

■ みかじめ料及び用心棒料要求行為

- ◇ 熊本北署は、暴力団道仁会幹部（51）に対し、熊本市中心部の路上において、運転代行業者（50）に対し、「俺は〇〇組の〇〇だ。この付近はうちの組が面倒を見ている。一年分のショバ代として〇〇万払え」等と告げて、運転代行業を営むことの代償として、みかじめ料と用心棒料を要求したとして中止命令。
- ◇ 人吉署は、暴力団山口組系幹部（34）に対し、人吉市に遊技場を出店予定の〇〇市の会社事務所を訪れ、会社員男性（40）に「今後の付き合いを考えてもらいたい。こうやってきた意味は分かっていると思う。人吉市はうちが一本でやっています。」などと言って、みかじめ料と用心棒料を要求したとして中止命令。

■ 不当債務要求行為

- ◇ 熊本南署は、暴力団山口組系組員（53）に対し、熊本市のアルバイト女性（33）方で、女性に「どぎゃんなっとつか。金はいつまで払うとか。」等と前夫の債務を返済するよう要求したとして中止命令。

■ 不当贈与要求行為

- ◇ 熊本北署は、暴力団道仁会系幹部（39）に対し、熊本市の男性（35）方を訪れ、「自分も代紋を背負ってきている。見返り金の借用証書を書け」等と言って、男性が経営していた建設会社が倒産した際、債務支払いを免除する示談に協力した見返りに不当な贈与を要求したとして中止命令。
- ◇ 玉名署は、暴力団道仁会組員（45）に対し、自己の組から脱退しようとした少年に、「と

にかく会って話をしろ、全国のヤクザに手配する。親に今まで面倒を見てもらった代として200万円を払うようにいえ」等と、不当な要求をしたとして中止命令。

■ 不当金品要求行為

◇ 熊本北署は、暴力団山口組系組員（47）に対し、知人で熊本市内の男性（39）に、所有する家具の処分や債権取り立てを依頼。その処分の仕方に因縁をつけ、「車を処分して100万円は用意しろ」などと言って不当に金品を要求したとして中止命令。

◇ 八代署は、暴力団山口組系組員（34）に対し、八代市の男性（23）から乗用車の廃車手続きを依頼されたが、男性からカーナビゲーションの返却を求められたのに対し、「俺は暴力団組員だ」等と、諸々の費用として数万円を要求したとして中止命令。

おれおれ詐欺に新手口、ますます巧妙化しています

「おれおれ詐欺」が全国的に多発中です。昨年中のおれおれ詐欺による被害額が、全国で40数億円に上がったとの報道がありましたが、本年に入っても全国で、件数、被害額とも昨年を上回る勢いで発生しております。しかも、その手口がますます悪質化・巧妙化してきています。

その手口とは、被害者の孫・子供・夫などの借金、交通事故、不始末等を装った電話で、被害者に、犯人側が指定する銀行口座に現金の振り込みを急がせるのは、これまでに発生していたのと同じですが、犯人側が役割を分担して一人の犯人が被害者に電話して騙し、振り込み時間を指定する。一方で、もう一人の犯人が本人（孫・子供・夫等）に電話して架空の事案を持ち出して話し、振り込み時間を超える程度に通話中にします。このため、被害者が本人との事実確認がとれないまま、犯人の指定した振り込み時間が迫り、犯人の指定した銀行口座に大金を振り込んでしまった事案。また、被害者と本人との連絡・確認ができないようにするのは同じですが、犯人側が被害者を電話で騙す前に、あらかじめ調べていた本人の契約する携帯電話会社に、本人になりすまして電話し、架空の「携帯の紛失・盗難」を理由に解約し通話不能にした上で、被害者を騙して大金を振り込ませる手口等です。それに、被害者への電話も、役割を分担して医者、弁護士、警察官等を装うなど一段と悪質化・巧妙化してきています。とにかく、医者、弁護士、警察官等が、いかなる事案であれ電話で振り込みを強要するようなことはないはずで、皆様のご家族をはじめ、関係者の方々が被害にあわれないうくれぐれもご注意ください。

総会屋や暴力団に屈しない企業づくりを目指すセミナー開催

「反社会的勢力（総会屋・暴力団等）問題と企業の安全を考える」セミナーが6月1日、東京・千代田区のグランドアーク半蔵門で開催されました。冒頭、公共政策調査会の山田英雄理事長は、総会屋や暴力団に依然として利益を供与している企業があることに触れ、「そうした企業は被害者でなく共犯者。企業は反社会的勢力との絶縁が不可欠」と厳しく指摘しました。また、日弁連民事介入暴力対策委員会の村上副委員長は、講演の中で、恐るべきヤミ金融の実態、おれおれ詐欺や架空請求の急増ぶり、紳士録商法の隠れた横行などについて詳細に解説。商取引にあたり、企業は契約書に暴力団排除条項を入れると効果的等と説明しました。来賓の知念警察庁組織犯罪対策部長は、最近の暴力団は暴対法の施行や世論の高まりにあって、ますます一般社会の中に潜り込んでいる状況を説明し、資金源も多様化しており、金融業、産廃業、建設業等を標榜して行政機関に不当要求したりする傾向が目立つこと。一方、総会屋もこのところ目立った動きはないが、依然として関係を断ち切れない企業があることを指摘しつつ、総会屋も企業との関係復活を強める動きに出てきている。ヤミ勢力に対する資金提供は、「反社会的勢

力の拡大再生産につながる」と警告し、企業は「事なかれ主義でなく、危機管理体制をしっかりと構築すべきである」と、強く訴えました。

最近の相談事例から

◆ えせ右翼とみられる者からの不当要求事案

最近、全く知らない「護国住吉連合会の 武藤・黒岩・大神・岩田・大門」と、それぞれ自称する男から電話があり、「恵まれない子供たちのために活動している。活動資金の寄付をしてもらいたい」と言って、いかにも子供たちの福祉活動をしている政治団体の如く装って寄付金を要求する事案があり、その件で当協議会に「そのような団体の有無、活動内容、寄付の良否」等についての相談が寄せられています。この相手については、その存在も活動の事実も全く確認されていませんし、該団体・人物の有無についても確認できておりません。また、寄付を断ると脅迫したり、理解が足りないと言って恫喝したりする事案です。この事案は、昨年から本年にかけて多数発生しており、昨年来の同一人物のようです。恵まれない子供たちのために活動している人が脅したりするのでしょうか。この事案は、詐欺、恐喝にもなりかねない事案であり、このような得たいの知れない相手の話には乗らないようにしてください。

なお、相手の言う寄付金の振り込み口座は「西日本銀行本店 普通 1932270 護国住吉連合会九州本部 武藤誠治」となっており、かかる団体は政治団体としての届けもありませんし、活動の実態も全く確認されておりません。

◆ 暴力に関する困りごとは、早めにご相談ください。

相談電話 096-382-0333 (無料・秘密厳守)

◆ 熊本市役所出張相談 (民事介入暴力相談)

毎週月曜日 (祝日・休日を除く) 午前9時から正午まで
熊本市役所1階「市民交流サロン相談室」で開設しております。
秘密厳守・無料で、弁護士と専門のスタッフが適切にアドバイスいたします。

この速報は賛助会員のための情報ですので、ホームページ・機関紙などへの転写、活用はご遠慮ください。